

争議部の報告

本年度の労働紛議を色濃く特徴づけるものは、労働組合側の常に自重的態度を持せるにも拘らず、大資本の計画的反動と大資本に抑壓されたる小資本家の人間離れた狂態である

従つて労働争議は、資本家の無理解と偽善に基く『團結種獲得の闘争』が第一位であつた

第二は、貸銀不拂・約束不履行を含む労働条件低下解雇反対の争議である、この争議が最も深刻にして争議日数の如きも平均して最も長期に亘つてゐる例へばこの種の争議として起されたる大同電機株式会社争議（機電労働組合関係）にしても四月二十三

日より六月十七日に及んでゐる（参加人数三百人）、また中央硝子製作所の争議にしても五月四日より六月三十日に至る五十七日間を要して如何に陰惨なる争議であるかは想像し得るであらう

第三の労働条件及び待遇改善の争議は、その件数に於て第二の二分の一に過ぎずその日数に於て四分の一に過ぎない、しかも殆んど全部勝利を以てその局を結んでゐる争議の全体的觀察に於て惨敗は殆んどなく、好成績を納めてゐるのは、我等の争議対策が最も現代的にして周到なる注意の下に決行されるからである

教育部の報告

正しき無産階級の教育の普及と徹底なくして労働組合の戦闘力の強大化は期待されな